

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(ICTイノベーション推進室分)(令和8年4月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先(直通)	業務名	契約業者名	契約金額(税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	ICTイノベーション推進室	228-7264	税総合電算システム保守業務	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部(大阪)	177,125,865	R8.4.1	<p>本業務の履行に必要な知識等を有する者が1者しかいないため、本業務は競争入札に過ぎず、随意契約を行うものである。</p> <p>本業務は税総合電算システムに係るアプリケーションおよび基盤保守を行うものであり適切な履行には税総合電算システムに係る詳細な知識及び保守に係る技術が必要不可欠である。仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、税総合電算システム全体を一から調査した上でテスト仕様などの作成を行うことになるため費用が極端に増額することになる。また詳細な知識がないことで、重大なテスト漏れが生じる可能性が増すほか、不具合時の対応が即座に行えない等、安定的なシステム稼働に影響を与えるリスクとなるため、詳細な知識等を有しない者に本業務を履行させることができない。</p> <p>以上のことから、当該システムについての詳細な知識等を有し、当該システム全体の機能を損なうことなく本業務を履行できるのは、当該システムを構築した業者である富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受けた富士通Japan株式会社以外にないため、当該業者と随意契約を行うものである。</p> <p>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)</p>	1者随契約	
2	ICTイノベーション推進室	228-7264	税総合電算システム改修業務(令和8年度税制改正等の対応)	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部(大阪)	304,063,012	R8.4.1	<p>本業務は令和8年度税制改正への対応のために税総合電算システムに係るシステム改修を行うもので、当該システムを継続して使用することを前提として、当該システム全体の機能を損なうことなく当該改修に対応することを目的としているため、当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、プログラムの変更内容・テスト内容・本市独自のカスタマイズ部分の影響範囲の抽出等改修にあつての詳細なシステムの内容や手順を把握し作業を行うなど、当該システムに係る詳細な知識および技術が必要不可欠であり、当該システムを構築したものを以外に十分な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。</p> <p>仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、当該システムの詳細な知識等を有していないことから、重大な設定漏れ、不具合時の対応が即座に行えない等、安定的なシステム稼働に影響を与えることが予想される。その場合、個人住民税、固定資産税、自動車税、事業所税、法人住民税の賦課徴収が適正に行えず、収納納の管理に支障が生じ、市民の信頼を損なう恐れがあるほか、当該システムが停止する等、当該システムを利用する全ての課に重大な影響を及ぼし、市民サービスが滞る恐れがある。</p> <p>以上のことから、当該システムについての詳細な知識等を有し、当該システム全体の機能を損なうことなく本業務を履行できるのは、当該システムを構築した業者である富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受けた富士通Japan株式会社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。</p> <p>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)</p>	1者随契約	
3	ICTイノベーション推進室	228-7264	共通基盤システム保守業務	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部(大阪)	46,657,336	R8.4.1	<p>本業務の履行に必要な知識等を有する者が1者しかいないため、本業務は競争入札に過ぎず、随意契約を行うものである。</p> <p>本業務は共通基盤システムについての詳細な設定や知識及び保守に係る技術が必要不可欠である。</p> <p>仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、共通基盤システム全体を一から調査した上で保守業務を行うことになるため費用が極端に増加することになる。また、共通基盤システムの詳細な設定や知識がないことで、不具合時の対応が即座に行えない等、安定的なシステム稼働に影響を与えるリスクとなるため、詳細な知識等を有しない者に本業務を履行させることはできない。</p> <p>本システムについての詳細な知識等を有している者は、当該システムを構築した業者である富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受けた富士通Japan株式会社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。</p> <p>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)</p>	1者随契約	
4	ICTイノベーション推進室	228-7264	ガバメントクラウド運用管理補助業務	KDDI株式会社 公共・金融ビジネス本部	16,200,000	R8.4.1	<p>本業務は、堺市が利用するガバメントクラウド(AWS)環境において、業務システムを安定的かつ安全に運用することを目的として、業務システム間のデータ連携、ネットワーク接続、セキュリティ設定等、ガバメントクラウド環境を利用するシステムが共通して利用する環境の運用保守を行うものである。</p> <p>本業務を適正に履行するためには、本市が利用するガバメントクラウド(AWS)環境の構成や設定内容、ネットワーク及びセキュリティの考え方を含め、当該環境全体を理解した知識や技術が必要不可欠である。</p> <p>また、本市の業務要件や既存システム構成に即して、ガバメントクラウド環境の設計・設定が行われていることから、運用管理補助を行うには、当該環境の構築段階から関与し、構成や運用方針を熟知している事業者の知識や技術が必要となる。</p> <p>これらの事情により、当該ガバメントクラウド環境の詳細な構成や運用内容を十分に把握していない者が本業務を履行した場合、設定誤りや障害発生時の対応遅延等により、業務システムの停止やデータ連携不全等の重大な障害が発生し、市民サービスに重大な影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>以上のことから、本業務を適正に履行できる者は、当該ガバメントクラウド環境の構築及び運用に関する詳細な知識を有し、これまで本市のガバメントクラウド環境の構築・運用に携わってきた事業者以外にないため、当該事業者への随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契約	
5	ICTイノベーション推進室	228-7264	住民情報系情報セキュリティ強化対策保守業務	NECフィールディング株式会社南大阪支店	19,976,300	R8.4.1	<p>本業務の履行に必要な知識等を有する者が1者しかいないため、本業務は競争入札に過ぎず、随意契約を行うものである。</p> <p>本システムを安全、安定して稼働させるためには、本システムについての詳細な設定や構成を熟知している必要がある。システム全体の機能を損なうことなく本業務を遂行できるのは本システムを構築した当該業者のみである。</p> <p>仮に他業者に本業務を依頼するということになると、本システムのみならず、共通基盤システムのAの構成や設定内容、住民情報系ネットワーク及び端末の構成や設定内容についても調査したうえで対応することとなるため、作業工数や費用が増加することになる。また、本システムの詳細な設定や構成を熟知していないことで、重大な設定漏れが生じる可能性が増すほか、セキュリティ対策に不備が出る、障害対応に時間がかかる等、安定的なシステム稼働に影響を与えるリスクとなる。</p> <p>以上の理由により本業務は当該事業者でないと履行できないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契約	
6	ICTイノベーション推進室	228-7264	グループウェア等システム保守業務	エヌ・ティ・ティ・スマートコネクスト株式会社	103,794,086	R7.4.1	<p>本業務は、24時間稼働しているグループウェア等システムの適正な保守を行うことを目的とするものである。保守対象となるグループウェア等システムは、庁内ホームページ機能、電子メール機能、予定表機能、ユーザー登録機能、メール送達防止機能等、いくつもの機能を組み合わせたシステムで、それぞれの機能間での連携があり、各機能において相互に細かな設定を行っている。セキュリティ対策の実施や障害発生時における影響範囲の速やかな特定には、システムについての高度かつ詳細な知識や技術を有し、本市のシステム構成を熟知している必要がある。そのため、システム全体の機能を損なうことなく本業務を履行するためには、当該システムを構築した当該業者以外による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。</p> <p>当該システムの設定にかつ詳細な知識等を有しない者が本業務を履行しようとする、本市独自に設定したセキュリティ対策や設定値についての詳細な知識やノウハウがないことで、本市が意図しない設定を行いシステムが正常に利用できない、セキュリティ上の脆弱性が生じる、障害発生時や不具合時の対応が即座に行えない等、安定的なシステム稼働が出来ず、行政サービスに多大な影響を与える恐れがある。</p> <p>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)</p>	1者随契約	